

「徳島県地球温暖化対策推進計画」の改定に係る 審議の進め方について（案）

1 目的

環境政策部会における徳島県地球温暖化対策推進計画の改定に関する審議を円滑に行うため、徳島県環境審議会運営規程第12条の規定に基づき、同部会の下に「ワーキンググループ」を設け（設置・総括：環境政策部会長）、同部会長の求めにより、次の事項について予め一定の整理・調整を行う。

- ・新「重点プログラム」の素案の作成
- ・その他徳島県地球温暖化対策推進計画の審議に必要な事項

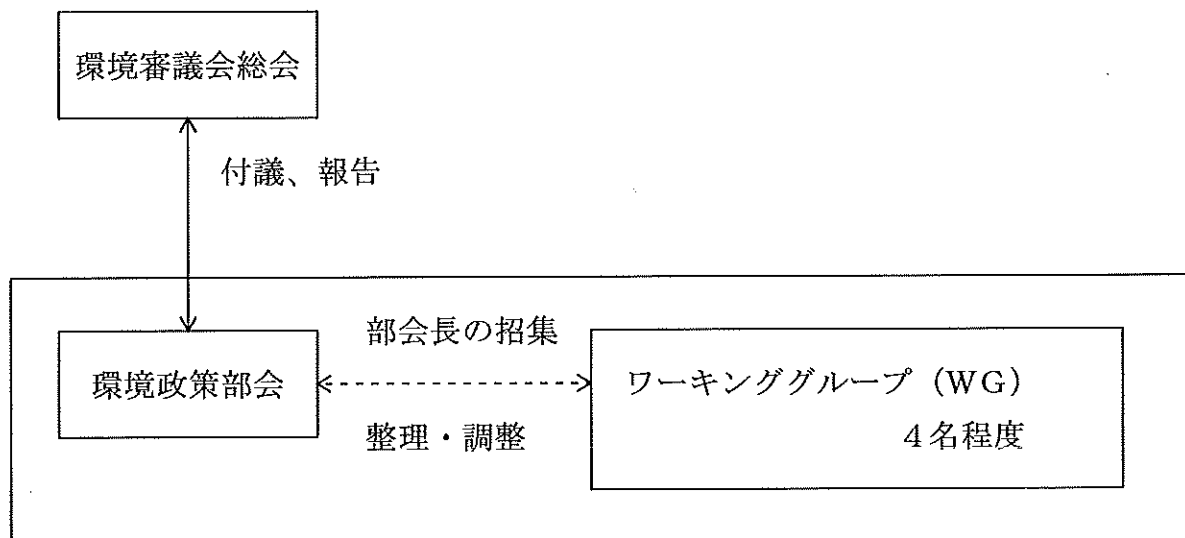
2 構成

- ・4名程度で構成し、環境政策部会の委員の中から環境政策部会長が指名
- ・必要に応じて、審議会会長、又は他部会の委員に出席を依頼

3 設置期間

環境審議会による審議終了まで

（※「徳島県地球温暖化対策推進計画」の答申まで）



「徳島県地球温暖化対策推進計画」改定に係る ワーキンググループの設置について（案）

平成26年10月 日

（趣旨）

- 1 環境政策部会における徳島県地球温暖化対策推進計画の改定に関する審議を円滑に進めるため、環境政策部会長（以下、「部会長」という。）は、環境政策部会の中に「ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を置くとする。

（議事）

- 2 部会長は、WGの議事を総括する。

（構成）

- 3 WGは、4名程度で構成し、環境政策部会の委員の中から部会長が指名する。

（所掌）

- 4 WGは、部会長の求めにより、次の事項について協議、又は、調整を行う。
 - （1）徳島県地球温暖化対策推進計画の新「重点プログラム」の素案の作成
 - （2）その他徳島県地球温暖化対策推進計画の審議に必要な事項

（会議）

- 5 WGの会議は、必要に応じて、部会長が招集する。
- 6 部会長は、WGの会議を開催するときは、WGに属する委員の過半数が出席できるように努めるものとする。

（関係者の意見）

- 7 部会長は、WGに徳島県環境審議会会長（以下、「会長」という。）、又は他の部会の委員の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（設置期間）

- 8 WGの設置期間は、徳島県地球温暖化対策推進計画の改定に関して、会長から徳島県知事に答申を行うまでの間とする。

環境政策部会WGメンバー（案）

近藤 光男 （徳島大学大学院教授）
貞本 秀昭 （日亜化学工業株式会社）
中 央子 （徳島県消費者団体連絡会事務局長）
本仲 純子 （元徳島大学大学院教授）

（前回：H22）

近藤 光男 （徳島大学大学院教授）
久米 稔 （とくしま地球環境倶楽部）
津川 なち子 （徳島カウンセラー協議会）
本仲 純子 （元徳島大学大学院教授）

（前々回：H17）

池田 隆行 （とくしま地球環境倶楽部）
近藤 光男 （徳島大学大学院教授）
中 央子 （徳島県消費者協会）
沼子 千弥 （徳島大学総合科学部）
藤田 眞寛 （木頭森林組合）